

令和3年5月27日

関係支店・取次店
組合員各位

大分県漁業協同組合



伊予灘海域におけるモジャコ操業に関するお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、大分県のモジャコ漁業（養殖用ブリ稚魚採捕）については、例年、佐賀関以南の大分県海域において県知事の許可に基づき操業しており、本年も5月4日から操業しているところですが、本年の採捕状況は、今日まで50年以上の実績がある中でも過去最低の状況であることが報告されています。

この様な状況から、モジャコ採捕業者が所属する上入津及び下入津支店より伊予灘海域におけるモジャコ操業（特別採捕許可）について要望があり、関係地区の漁業運営委員会等で協議した結果、下記の事項を確約することを条件に同海域におけるモジャコ操業を承認することと致しましたので、組合員の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

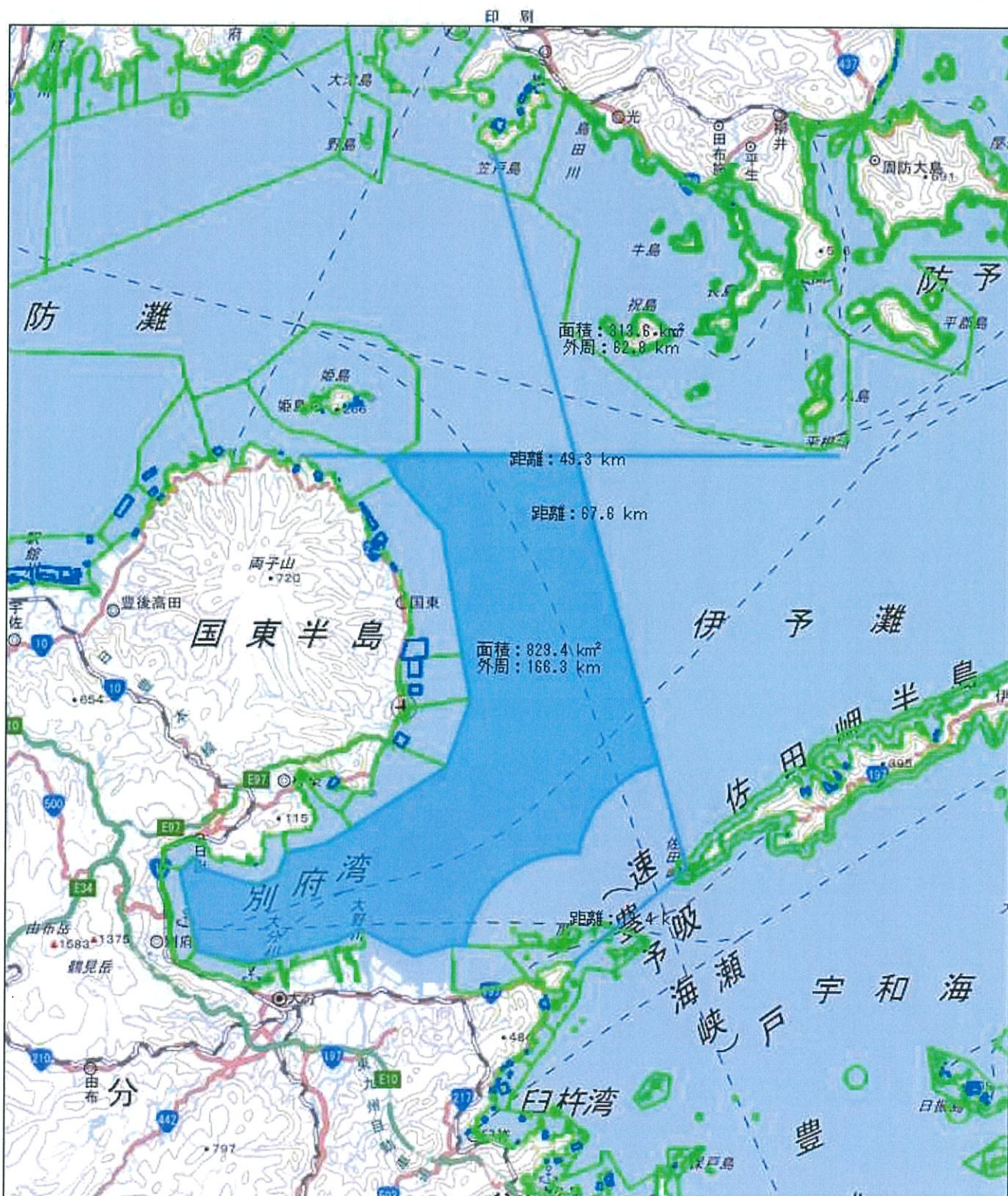
記

【伊予灘海域におけるモジャコ操業に係る確約事項】

- ① 地元漁業者の操業を最優先し、事故防止に努めること。
- ② 共同漁業権の漁場区域では、操業しないこと。
 - ・ 操業区域：別紙の通り
- ③ 操業時間及び操業期間を明示し、遵守すること。
 - ・ 操業時間：午前5時～午後5時
 - ・ 操業期間：令和3年6月1日～令和3年6月30日
- ④ 当該操業措置に関しては、今回限りとする事。

※上記の〔操業区域〕〔操業時間〕〔操業期間〕は、特別採捕許可証の内容に準ずるものとする。

※採捕漁船は、上入津支店：9隻、下入津支店：24隻、合計33隻。



- 区画漁業権 □
- 定置漁業権 □
- 共同漁業権 □